

# 実績評価書

(厚生労働省24(VI-2-1))

施策目標名	地域における子育て支援等施策の推進を図ること(施策目標VI-2-1)							
施策の概要	本施策は、「子どもが主人公(チルドレン・ファースト)」という考え方の下、これまでの「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと考え方を転換し、社会全体で子どもと子育てを応援する社会の実現を目指す「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)を着実に推進するために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等)	次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づき、市町村(特別区を含む。)が策定する市町村行動計画に基づく措置のうち、次世代育成支援対策に資する事業に必要な経費に充てるため、子育て支援交付金(平成17から22年度までは次世代育成支援対策交付金)を交付することにより、市町村行動計画に基づく次世代育成支援対策を着実に推進しています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)子ども・子育て支援対策費(全部)(平成24年度予算額:30,796,733千円)							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	48,299,908	49,588,671	36,701,914	50,442,797	30,796,733	34,496,902
		補正予算(b)	△3,167	105,724	—	△6,6543	—	
		繰越し等(c)	—	—	△15,119	74,550	—	
		合計(a+b+c)	48,296,741	49,694,395	36,686,795	50,450,804	—	
	執行額(千円、d)	46,104,660	47,287,745	35,448,153	37,194,382			
執行率(%、d/(a+b+c))	95.5%	95.2%	96.6%	73.7%				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	「子ども・子育てビジョン」	平成22年1月29日 閣議決定		「多様なネットワークで子育て力のある地域社会へ子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように地域における子育て支援の拠点等の整備及び機能の充実を図る」				

測定指標	1 乳児家庭全戸訪問事業の実 施市町村割合	基準値	実績値					目標値
		21年7月	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		84.1%	72.2%	84.1%	89.2%	92.3%		100%
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	
	2 養育支援訪問事業の実 施市町村割合	基準値	実績値					目標値
		21年7月	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		55.4%	45.3%	55.4%	59.5%	62.9%		100%
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	
	3 ショートステイ事業の実 施施設箇所数	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		613か所	613か所	637か所	626か所	656か所		870か所
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	
	4 トワイライトステイ事業の実 施施設箇所数	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		304か所	304か所	330か所	339か所	361か所		410か所
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	
	5 ファミリー・サポート・セン ター事業の実施箇所数	基準値	実績値					目標値
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		570か所	570か所	602か所	637か所	669か所		950か所
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	

6 地域子育て支援拠点事業の実施施設か所数(市町村単独分を含む)	基準値	実績値					目標値
	21年度(見込み)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
	7,100か所	—	7,134か所	7,354か所	7,555か所		10,000か所
年度ごとの目標値		-	-	-	-		

  

7 一時預かり事業の利用児童数	基準値	実績値					目標値
	20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
	延べ348万人	延べ338万人	延べ295万人	延べ355万人	延べ365万人		延べ3,952万人
年度ごとの目標値		-	-	-	-		

有効性の評価	<p>○「子ども・子育てビジョン」で、乳児の全戸訪問の実施促進、地域子育て支援拠点の設置促進、ファミリーサポートセンターの普及促進等により、地域での子育て支援の充実を図ることとしています。</p> <p>○このビジョンでは、5年間(平成26年度まで)を目途とする数値目標を掲げています。その達成に向けて、必要な予算措置を講じるとともに、関係府省と連携して取り組んできました。</p> <p>○その結果として、各指標において毎年度の実績値が前年度を上回る傾向にあります。地域での子育て支援の充実が着実に進んでいることを示しています。</p> <p>※施策の予算((項)子ども・子育て支援対策費)執行率について 平成23年度予算((項)子ども・子育て支援対策費)【雇用均等・児童家庭局育成環境課所管予算】のうち、指標1～7の事業の予算に係る次世代育成支援対策分及び地方独自分(平成22年度までの次世代育成支援交付金に相当)については、予算執行率は88.9%と約9割の執行率でしたが、同予算のうち、待機児童解消先取りプロジェクト分については、子育て支援交付金の根拠法令(平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法)が平成23年10月施行となったことに伴い、交付金の執行が半年遅れとなったことにより、平成23年度中に同プロジェクトを実施する自治体が少なかったことなどから、同プロジェクト分の予算執行率は、11.9%と低い執行率となり、予算((項)子ども・子育て支援対策費)全体の執行率が、73.7%と、前年度に比べて低い執行率となりました。 なお、今年度の予算執行率については、年度当初から予算執行していることから、上記表中の平成20年度～平成22年度の予算執行率と同水準になるものと考えられます。</p> <p>※指標7(一時預かり事業)について ○平成21年度の実績値は、前年度を下回りました。その要因は、平成21年度より、予算事業であった「一時保育促進事業」を「一時預かり事業」として児童福祉法に規定して社会福祉法上の第二種社会福祉事業に位置付けたことに伴い、従来、「一時保育促進事業」を実施していた保育所では、評議員の設置や経理区分の明確化といった新たな事務負担が生じたため、「一時預かり事業」を実施するか所数が減少したことにあると考えられます。</p> <p>○なお、一時預かり事業の拡充を図るため、平成22年6月の構造改革特別区域推進本部決定に基づき、同年10月14日に「社会福祉法人の認可について」及び「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」の一部改正通知を発出し、保育所を運営する事業のみを実施している社会福祉法人について、一時預かり事業を行う場合、評議員の設置及び経理区分の明確化に関する規定の適用を除外しました。</p>
	効率性の評価

	<p>評価の総括 (現状分析(施策の必要性の評価)と今後の方向性)</p>	<p>【現状分析】 ○各指標において毎年度の実績値が前年度を上回る傾向を示しています。社会全体で子どもと子育てを応援する社会の実現を目指す「子ども・子育てビジョン」が推進され、地域での子育て支援の充実が着実に進んでいることを示しています。</p> <p>※なお、指標7(一時預かり事業)については、実績値と目標値に開きがありますが、この目標値は、各市町村の目標事業量を積み上げたものとなっています。「子ども・子育てビジョン」で掲げられた数値目標の達成に向けて、子育て支援の充実を図るため、必要な予算措置を講じ、関係府省と連携して取り組んでいきます。</p> <p>また、一時預かり事業については、重点要求において、子育て家庭の切実なニーズに対応し、休日などの開所や通常の開所時間を超えて時間延長を行う「基幹型施設」を創設することにより、さらに充実を図ります。</p> <p>【今後の方向性】 ○今後とも、「子ども・子育てビジョン」で掲げられた数値目標の達成に向けて子育て支援の充実を図るため、必要な予算措置を講じ、関係府省と連携して取り組んでいきます。</p> <p>○あわせて、内閣府及び文部科学省と共同で、子ども・子育て関連3法に基づく新制度を創設します。</p> <p>(子ども・子育て関連3法に基づく新制度について) ○新たな子ども・子育て支援のための包括的・一元的な制度については、平成24年3月に少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムの基本制度について」を決定し、これに基づき、3月末に子ども・子育て関連3法案を、税制抜本改革関連法案とともに平成24年通常国会に提出しました。 その後、同3法案については、衆議院での審議過程において修正等がなされ、8月10日の参議院本会議において可決、成立しました。</p> <p>○同3法に基づく新制度では、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業等を地域子ども・子育て支援事業として位置づけ、市町村が地域のニーズを把握して策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施することとしています。</p> <p>○また、税制抜本改革により恒久財源を確保した上で、保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援等の量的及び質的な拡充を図ることとしています。</p> <p>※子ども・子育て関連3法の具体的な施行期日については、税制抜本改革関連法による消費税の引上げの時期等を勘案して政令で定めることとしています。</p>
--	---	---

<p>評価結果の政策への反映の方向性</p>	<p>予算について</p>	<p>以下の□で囲んだ方向で検討します。 見直しの上(増額/現状維持/減額) ・すべての子育て家庭を対象とした様々な子育て支援事業を推進するため。</p>
	<p>税制改正要望について</p>	<p>子ども・子育て関連3法に伴う税制上の所要の措置(地域子ども・子育て支援事業(※)の税制措置を含む)に関する税制改正要望を検討します。検討の詳細は、別途作成する租税特別措置に関する政策評価書を参照ください。</p> <p>(※)同3法に基づく新制度では、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業等を地域子ども・子育て支援事業として位置づけることとしています。</p>
	<p>機構・定員について</p>	<p>—</p>

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>恵泉女学園大学大学院大日向雅美教授に以下のご指摘を頂きました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予算執行率の低下について言及すべきではないか。 →有効性の評価欄に追記しました。</li> <li>・指標7について、目標値と実績値の乖離について言及すべきではないか。 →評価の総括欄に追記しました。</li> </ul>
------------------------	--

参考・関連資料等	<p>○関連法令(厚生労働省法令等データベースサービス) URL: <a href="http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/">http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/</a></p> <p>○子ども・子育てビジョン(内閣府ホームページ) URL: <a href="http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html">http://www8.cao.go.jp/shoushi/vision/index.html</a></p> <p>○関連事業の行政事業レビューシート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成22年度の事業に係る行政事業レビューシート(次世代育成支援交付金) URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0349.pdf">http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0349.pdf</a></li> <li>・平成23年度から開始された事業に係る行政事業レビューシート(子育て支援交付金) URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h23_gyousei_review_sheet/pdf/0031.pdf">http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h23_gyousei_review_sheet/pdf/0031.pdf</a></li> </ul> <p>○「子ども・子育て新システムに関する基本制度」等(内閣府ホームページ) URL: <a href="http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/kihonseido.html">http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/kihonseido.html</a></p> <p>○子ども・子育て関連3法案(内閣府ホームページ) URL: <a href="http://www.cao.go.jp/houan/180/index.html">http://www.cao.go.jp/houan/180/index.html</a></p>
----------	--

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	総務課少子化対策企画室長 黒田秀郎	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	------------	--------	-------------------	----------	---------